

総務産業委員会報告書

令和2年4月24日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原和人

令和2年4月24日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第39号 備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の請負契約の変更について	原案可決	あり
報告第2号 専決処分(専決第8号 備前市税条例等の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第3号 専決処分(専決第9号 備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	あり

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第39号の審査	2
報告第2号の審査	14
報告第3号の審査	15
閉会	17

総務産業委員会記録

招集日時	令和2年4月24日（金）		本会議休憩中	
開議・閉議	午前10時45分	開会	～	午後2時40分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第3回臨時会）の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内 靖
	委員	川崎輝通		土器 豊
		掛谷 繁		尾川直行
		田口豊作		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	守井秀龍	青山孝樹	
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	総務部長	高橋清隆		
	契約管財課長	梶藤 勲	施設建設・再編課長	砂田健一郎
審査記録	次のとおり			

午前10時45分 開会

○石原委員長 それでは、ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

直ちに本委員会に付託されました議案の審査を行います。

***** 議案第39号の審査 *****

まず、議案第39号備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の請負契約の変更に
ついての審査を行います。

お手元にせんだつての委員会でもお願いをしておりました資料が配付されております。御確認
をいただき、まずこちらの説明からお受けして進めたいと思います。

○砂田施設建設・再編課長 施設建設・再編課から資料の説明をさせていただきます。

お手元に2枚配っております。1つは先日の総務産業委員会で御要望のございました工事の内
訳表です。もう一つは、単価を参照できるものということで添付させていただいております。

では、まず工事費の内訳から説明いたします。

前回の総務産業委員会でもこれと似たような資料を出してございましたけども、その際はこの建
築工事A、B、C、D、E、F、GのG取り壊しの中身が変更になっているということで、先般
の資料では工事の種別ごとに分けておりましたが、きょうの資料につきましては工事の性質で分
けております。見方としましては、2段書きになっていまして、黒字が今回の金額、それから括
弧書きで赤字になっているのが変更前の金額ということです。

それでは、Gの取り壊しの内容について説明いたします。

まず、1番、本庁舎新館・旧館解体、まず仮設です。これにつきましては足場がふえておりま
す。これは石綿含有塗材の除去に関して内部足場が必要になったということで、主にはそういつ
たものがふえているということです。

それから、本体部分については、変更はございません。躯体、それから建具等の解体につい
ては変更ございません。

その下に石綿含有塗材、これが今回追加になった工事です。解体そのものにつきましては3、
244万5,440円、それからそれで発生した石綿の廃棄物ですね、この運搬処分が57万
3,597円という内訳になります。

それからあと、内装材です。これは石綿含有の成形板等ということで、前回の総務産業委員会
でも御説明いたしましたけども、設計の仕様が実際と違っていた、二重張りが四重張りになっ
て、結果的に処分量が増大になっているということでございます。これにつきましては、解体工
事が7,796万974円、変更前が593万3,054円、それから運搬処分につきましては
364万2,705円、これの変更前は157万7,940円であったということです。

これらを総計して、全体で2億7,498万9,000円の工事請負金額になってございま
す。その内訳として、塗材の関係で4,159万1,000円、成形板等の関係で459万8,

000円の増額になっているという中身でございます。

それからもう一枚、情報提供ということになってございます。これは建設物価調査会という、全国規模で建設資材単価等についての調査をしている一般財団法人のホームページです。この中で、ウオータークリーン工法と書いてあって、括弧書きで集じん装置つき超高压水洗工法、今回採用している工法です。この2枚目を見ていただきたいんですけども、単価として平米3万円から3万2,000円という金額になりますということをこの中では示してございます。

今回の実際の工事単価につきましては、本会議でも御説明申し上げましたけども、先ほどの工事内訳書のGの取り壊しの石綿含有塗材の解体のところですね。ここに3,244万5,440円とございます。これを施工面積の1,073で割ると約3万200円という金額になってございます。ということで、大きなそごはないと考えております。

○石原委員長 ただいま御説明をいただきました。それらも含めて本案について発言を希望される委員おられましたら。

○川崎委員 まず、本会議での質疑で、ちょっと明確な答弁がなかったように思いますので、質問させていただきます。

分析方法について何種類か専門的な分析方法があるということですけど、たしか日本工業規格か何かでやったということで、具体的な中身がなかったですね。具体的にはどういう分析方法でやられたのか、具体的な説明をお願いします。

○砂田施設建設・再編課長 調査方法については、厚生労働省からの通達が出ておまして、その中で4種類ほど示されております。それも全部JISです。日本工業規格の中で4種類ほど示されていて、その中の一つを使っております。4種類あるというのは、大まかに言うと2種類で、1つは国際的に認められた規格、もう一つは国内で標準的にやっている規格というふうな仕分けになってございます。

あと、その2つの分けっというのは、0.1%以上含有してれば該当するということなんですけども、定性的に分析する方法と定量的に分析する方法がございまして。定量的というのは、実際に含まれている量がわかるというものなんですけども、今回の場合は0.1%以上含まれていれば処分に対して法的な規制がかかってくるということなので、定性的な方法である0.1%以上の含有率がわかればよいという方法に従っております。

○川崎委員 具体的な調査分析方法の名前を言ってほしいんですよ。

○石原委員長 休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

この間の委員会でもありましたけど、0.1%以上か以下かの基準で判断して、その細かい数値はないということでしたよね。

○砂田施設建設・再編課長 今回の分析方法ではそれはないということです。

偏光顕微鏡（P L M）及び分散染色による光学特性分析でございます。

○川崎委員 ちょっとその紙をコピーしてもらいたいのと、3月には調査中じゃったというわけじゃ。それで、4月16日にいただいた資料では、なし、なし、ありみたいな感じなんで、単にありとかなしだけじゃなくて、0.1%以上で分析したんじゃったら、何%あったかということ。ちゃんと分析表が出とんでしょう。それが調査結果じゃないんですか。0.1%以上じゃから、必要ないじゃろうとかないですよ。7カ所についての分析結果が出とるでしよう、ありというところは。

○砂田施設建設・再編課長 前は速報版で出してもらっておりますので、報告の内容をコピーしたものを用意いたします。

○石原委員長 休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○川崎委員 4月16日の詳しい資料を見ると天井の吸音材は、本来は剥がして新しいのを張るとるはずが、手抜き工事かどうか、古い天井板の上に新しく張るとるということで、二重の吸音板が四重になつとるという説明があったと思います。単純に言えば、二重に張っただけということなら、1回目の二重の吸音板の見積もりは2,574平米というて出ていますよね、1,280円で332万円。二重に張っただけなら、最初の2,594平米が31立方メートルであるなら、追加も31立方メートルでええんじゃねえんかなと。天井がふえるわけないのに、厚さが違うということになるんかどうか、ちょっとようわからんのやけど、どうして87になるんか。二重に張っただけで、同じようなもん張るんじゃったら、プラスも31立方メートルでええんじゃねえんかなと。理解できないんで説明をお願いします。

○砂田施設建設・再編課長 当初設計では、当初というか、見込みでは二重張り、下地を打って、それからこの天井と同じように吸音板を設置するというそういう工法なんです。最初の考え方は、下地のボードのほうにアスベストを使った建材があるということなので、そのボードについては取り外しが分離できると思っていました。吸音板と下地とは分離できると思っていましたけども、その下にまた張っていて、相当強固に縫いつけてしまっていて、それを分解してそれだけを処分するということが不可能になっていたんで、一体で取り外した上で、それを全体処分するという形にせざるを得なかったということです。なので、単純に倍になっているのではなくて、そういう本来であれば一般廃棄物として処理できる部分についても、産廃扱いとして処理する必要が生じたということです。

○川崎委員 87というたら、2.6倍ぐらいになるんか、2.6倍もの厚さを張ったということになるんかどうかということですね。二重で四重に張ったときの。追加が87じゃから、新し

く張ったところが2.6倍もの天井吸音板を張ったんですかという質問しよん。いかがですか。

○砂田施設建設・再編課長 順序立ててお話ししますので。例えばこの天井を撤去するといったときに、この天井というのは二重構造になっていると。下地って言ってボードを張って、その上というか、ここで逆になりますけども、その下からこういう吸音板を張っていくんですね。それを改修工事では撤去して、新たにその天井をつけるというふうになっていたんですけども、それをせずに、この状態からボードをまた張りつけたと。それからまたこういう吸音板を張りつけたと。そういう意味で四重構造になっていると申し上げたんです。

当初はこの状態で吸音板だけ取れるだろうということで進めていたんですけども、今言うように四重張りになってかなりの重量もかかってくるということもあるので、かなり強固に縫いつけてしまっていたと。なので、それをばらばらにしてアスベストがある部分だけ処理するということができなくなったので、そのボード全体を取り外して処分したと。その結果として、処分量がふえているということです。

○川崎委員 いや、それはわかっとんだ。

私の質問は単純に、2,594平米、31立方メートルで割ると12ミリの吸音板を最初は張っていたという計算になるわけですよ。ところが87立平ということになると、12ミリで割ると7,250平米になるんで、これが2倍も3倍もの今度新しく張った天井板はやっとるんかと。実際、新しく張った天井板は何ミリあったんですか。調査したからこういう見積もりが出とんでしょうから、はっきりさせてください。

○砂田施設建設・再編課長 ちょっとお待ちください。

○石原委員長 休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○砂田施設建設・再編課長 もとは31立米で、ふえたのが87としています。要するところ、全体の処分量は118あります。118です。ですから、これが仮に31を4倍にすると124です。部分的な違いは、四重張りになってないところがあったのかもしれないです。ですから、数字的にはそんなに大きな違いはないと考えています。

○川崎委員 立方メートルなんか聞きよらん。新しく張った天井板は何ミリあったんかと問いよん。

○砂田施設建設・再編課長 濟いません、それはわからないです、今では。

○川崎委員 わからないで、何で87立方メートルが出てくるんで。

○石原委員長 休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○掛谷委員 西上議員から、平成元年、2年当時、鉛とか石綿以外のものが入るとる可能性があるというふうなことで、それは基本的には調査はしていないということだったのか。結局、そのデータがあるのかなのか、ちょっと教えてもらいたい。中途半端になっとった。

○砂田施設建設・再編課長 本会議でも御説明したのは、石綿と、それからPCBとフロンだったと思います。PCBについては、これは蛍光灯の安定器とかトランスとかそういったものに入っているということで、これは別の部署から調査して報告がされています。その中ではなかったということです。

フロンについては、エアコンの冷媒で入っていて、今回ももちろんフロンの入った室外機がございますので、それは抜き取りをした上で適正な処分をしているということでございます。

○掛谷委員 それは安全衛生法に定められている基準値以下であるので問題なかったという判断でいいんでしょうか。フロンとか鉛とかそういうものはやったかな。

○砂田施設建設・再編課長 基本的に調べる対象としては、先ほど国交省からも示されている内容でやっています。もちろんその前段で、個々に関係省庁から調べがあったりして、そういう調べたものがあるので、それをベースにやっているということです。

実際工事に当たっては、再度業者が確認をしています。ないということなんだけども、古い建物なので独自で調査をしてもらって、その中でも安定器等についての中で、PCBを含んだものはなかったということです。

フロンについては、これは環境省の別の法律であったりしていますし、これは入っているやつを抜き取り処分するということなので、特に何か規制があるとか、そういったことは見受けておりません。

○掛谷委員 なかなか説明がわかりにくいんだけど、要は、そういうものの分析はしているのかどうか。していて、その結果、データは基準値以下というんか、問題なかったんだということでもいいんでしょうかということを開きよるんです。

○砂田施設建設・再編課長 問題ございませんでした。

○掛谷委員 わかりました。

○川崎委員 前回の4月16日の議論で、昭和40年代の建物というのは大体アスベストを使っているのが当たり前なんで、当たり前が前提でやったというふうなことを言っていました。同時に、塗料関係の仕事の人に聞くと、昭和30年代、40年代の建物の壁なんかの塗料については、下地にアスベストを塗るだけでなく、塗料の中に鉛、PCB、それから六価クロム、そういったものを含んだ危険な塗料を使っているんですよと、そういうものをアスベストとは別に、塗料の分析をやっているのかどうか、それは確認する必要があるよと言われました。その塗料の成分分析をやったのかどうか、確認したいと思います。

○砂田施設建設・再編課長 塗材については、平成元年から2年にやりかえたということで、そ

の仕上げ表等から見て、アスベストが含まれているというのは今説明したとおりで、特にそういう他の有害物質について調べるとかということは、法令法規の中では定められていませんから、やっておりません。

○川崎委員 平成2年のときはどんなかわからんけど、昭和30年代、40年代の塗料についてはそういうものが含まれている可能性があるんだと。だから、先ほどの天井じゃないけれども、剥がさずに次に張ったというようなことであれば、壁についてもそういう塗料を使った可能性がある。同時に、それを平成2年に塗りかえたときに、もしかしたら剥がさずに、その上に塗るとる可能性があるという指摘です。

そういう場合には、アスベストについては使っているのが当たり前じゃというような常識を言うんなら、塗料についても昭和30年代、40年代の建物についての内壁の塗料なんかについては、特にそういうものを使われとる可能性があるんだと、そういうものの成分分析をしていないというのはおかしいんじゃないですか。どうなんですか。壁については、30年代、40年代の塗料は全部剥がして、新しいのを塗っとんですか。そこはどうなんでしょう。

○砂田施設建設・再編課長 設計図書では塗りかえをしているとなっております。なので、それを信用しております。なおかつ、そういう塗料についての規制というものが特にないわけですから、それを設計に織り込むというのはないと思っています。

○川崎委員 ちょっとはっきり聞こえないんだが、剥がして塗ったのか、二重にその上に塗ったんか、ちょっとはっきり答えてください。

○砂田施設建設・再編課長 剥がして塗ったというふうに思っています。

○川崎委員 剥がして塗った、それはそれでええ。だけれども、平成2年だったらそういう有害物質が使われたかどうかまでちょっと確認していないんやけど、やっぱり念のために塗料についても成分分析はするべきじゃなかったかと思うんですけど、したんでしょうか。

○石原委員長 ちょっと休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○田口委員 何回も工期の変更であるとかいろんな問題が出て、また追加予算ということで、毎回こういう形で、なかなか委員会も前に進まない状況が起きていますけど、やはり工事にかかる前に設計段階からの準備不足、そういうものが根本にあると思うんですけど、だから、同僚議員も何遍か、一度立ちどまって、もっとしっかり精査してやるべきじゃないんかということを再三言っております。だから、この問題もやはりもう少し慎重にやるべき問題だったんじゃないんかということを私も申し上げましたけど、やはりこういう形で工事を進めていくことで、人員が十分だというように認識しているんかどうか、そういう辺を1つお聞きしたいんですけど。要は人手は足りているということで進めているということかどうか。

○砂田施設建設・再編課長 人員の配置は私が決めているわけではないので、その適正、不適正をちょっとお答えできる立場にございません。

○田口委員 工期もたびたび延びる、こういうのはやっぱり基本設計をやり、それから詳細設計をやり、それですぐに発注するっていう、そういう余り考えられないような形で早くやっているわけですね。そういう中で、とにかくいろんなことも抜け落ちる、見逃しが出る。そういうことだろうと思うんで、やっぱり本当ならこの工事も一遍とめて、もうちょっとしっかりといろんなことを検討してやるべきだと言いたいんですけどね。

それをやればほかの工事に影響するから、認めざるを得ないというような、そういう形で進められると、何でこんな5,000万円ほどの金額が突然倍になるんならということと言われても、申し開きができませんわけですよ。その辺もやっぱり考えて、もっと工事というのは慎重に煮詰めて、100%だっていう状態で発注すべきだろうというのが当然だろうと思うんですけど。100%で発注をかけているというように言えるのか言えないのか、それだけ聞かせてください。

○砂田施設建設・再編課長 発注時点で100%できていないと思えば、発注はしないです。できているというふうに判断しているから発注しているわけです。

○川崎委員 関連なんですけど、4月16日の資料、5ページを見ると、今回のタイムスケジュールが出ておるわけです。3月4日、3月9日、初めて検出されたのが3月13日だという流れになっています。3月16日から4月16日へ総務産業委員会の議論を聞いていますと、古い建物についてはアスベストを使っているのが前提だと。ところが図面を見てやったら、設計屋が、この程度のアスベストの合計は合わせても500万円前後かな、550万円ぐらいか、その程度で処理費は済みますよというふうなことでとんじゃけど、契約済んだ1月17日、なぜ臨時議会でやるんかといったら、早く潰して、市民に少しでも駐車場を確保したいからということであって、私は完璧にやっていたというんだったら、3月4日以降、こういう目的意識持つこと自体できていないはずじゃないかなと。逆にこういう問題意識を持つとしたら、本来設計屋が、法律もこの資料にあるけど、平成29年5月30日に環境省からの通達が出とんじゃから、もう3年も前や。見積もりができたのは今年の8月ですよ。12月の入札まででも4カ月ある。何で入札までに完璧じゃというのが、もしかしたらということで、今回試験的な7カ所やったことが何で事前にできんのかなと。

やっぱりそこらに、執行部の担当課の責任もあるじゃろうけど、私は、田口委員の言い方もあるんですけども、設計屋の責任が大きいんじゃないか。設計屋というのはやっぱり完璧に公害対策含めてどういう費用が要る、面積は幾ら、厚さが幾らというのを完璧に数値で出してくるわけだから、単に計算値を出してくるのが設計屋の仕事じゃないと。やっぱり見積もりする前提である構造図面とともに、やっぱり現場の調査を、私に言わせたら7カ所でも足らんのかな。もっと隠れとるようなところがもしかしたら出てくるんじゃないかな。もっと隠れとるようなところがもしかしたら出てくるんじゃないかなというふうなことを去年の8月までにやっとけば、だってこの建物を建ててあそこを潰すというのは、その1年前

の平成30年6月に本契約するわけじゃから、それから去年の8月までというたら14カ月あったわけです。だから、14カ月の間に、図面を見てこんな見積もりをつくるというのは、私は設計屋の責任がすごく大きくて、もしこれを認めるのであれば、解体全部、新館と同時にエレベーターとか、それからつなげる橋とか、そんなん全部入れても5,800万円で解体できますよと。実質は92.5ですから、それより7.5%、5,800万円の7.5%といたら500万円強ですか、ぐらい安くなっとなやけど、それでも五千二、三百万円はかかる見積もりしているわけですよ。

だけど、こんなんが急に出てきて4,600万円もの追加をくれというのは、設計屋の見積もりでも何でもないと。その責任は執行部として設計屋にとらす考え方はないんでしょうか、お聞きしときます。

○砂田施設建設・再編課長　ございません。

○川崎委員　何で設計屋にそういう責任がないと感じられるんですか。ございませんではなくて、どういう意味でございませんか、説明をお願いします。

○石原委員長　休憩します。

午前11時44分　休憩

午前11時47分　再開

○石原委員長　再開いたします。

○川崎委員　先ほどの休憩中の答弁で、見積もりが、何か9月ごろにできたような発言がありましたけど、間違いです。私は資料開示請求したら、去年の8月に図面とともに全ての見積書をいただいております。ですから、課長がいつ担当になったんか知らんけど、私は去年の8月、今回の1月17日の入札に基づく契約書のもとになった入札の資料について開示請求したら、平成31年8月にちゃんと間違った図面と正しい積算書というか、それが出ていて、その根拠に基づいてこういう平米が間違っただんじゃないかという今質問しとんで、何で去年の8月に公開してできとるものが9月以降にできたんだという間違っただ認識の発言されるんか、ちょっと理解に苦しむんで、答弁をいただきたいと思います。

○砂田施設建設・再編課長　まず、8月時点で今回の設計書はできていませんでした。まだ、作成の前段なんで、それを開示請求して出すっていうことはちょっとないと思います。8月にもしあったとすれば、それは庁舎建設の本体工事の変更契約をしているので、その内容について請求があったというふうにはちょっと記憶しています。

それから、この工事を発注した後に資料公開の請求がありました。それは1月の末だったと思います。そのときに初めてここの設計書については表に出ているんだと私は認識しております。

○川崎委員　資料公開したら、図面には30年8月作成みたいになっています。だから、それに附属した見積もりも、図面があるということは積算書、見積書もその8月時点でできたという認識なんですけど、資料公開請求して出してきた資料の8月という日付が間違いだったというふう

に理解したらよろしいでしょうか。

○石原委員長 休憩します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

午前中にお願いをしておりました資料も提示をいただいております。資料について説明をお願いいたします。

○砂田施設建設・再編課長 今お手元にお配りした資料は、集計表と、それから各階の天井の仕上げの状況がわかる図面です。この中で、少し説明が足りなかったんですけども、三重張りのところと四重張りのところがあります。ちょっと見にくいんですけども、その仕分けを8の種類で行っています。

集計表のほうです。四重張りのところは122、それから三重張りが2、472平米あります。備考のところに書いてございますけども、厚みが9ミリ、9ミリ、9ミリ、12ミリ、それから三重張りのところは9ミリ、9ミリ、12ミリっていうことです。これを面積に乗じて割り増し率を掛けて合計したものが118.377ということで、当初の31立米に比べて87立米処分量が増加しているということでございます。

○川崎委員 4月16日に31立米が既存で、87がプラスになったんじゃないけど、この集計表を見ると118はわかるんじゃないけど、31立方メートルというのはどの数字を足して31になっとんですかね。

○砂田施設建設・再編課長 これは全体の面積が2,594平米ですから、これに12ミリを掛けて割り増ししたものが31立米になります。

○川崎委員 だから、31立方メートルというのは、この数字のどれとどれを足せば。

○砂田施設建設・再編課長 この表は、今回変更になっとるものの集計表なので、変更前の数字が出ているものではございません。

○川崎委員 じゃあ、変更前の31立方メートルというのはどういう数式で出したん。

○砂田施設建設・再編課長 ですから、その面積合計の2,594とございますけども、これに厚みを掛けて割り増し率を掛けたものが31立米になります。

構成としては、12ミリの石こうボードを下地に使って、9ミリの吸音材を張る。四重張りの場合はさらにその9ミリの石こうボードを張って9ミリの吸音材を張っているというのが四重張りです。三重張りは12ミリの石こうボードに9ミリの吸音材張って、さらにその上に、今度は石こうボードを張らずに9ミリの吸音材を張っているというのが構成です。その中で入っているのは石こうボードなので、当初はその12ミリの部分に入っているというふうに判断して算定していたということです。

○川崎委員 いや、だから私は、31立方メートルを2,594平米で割ったら12ミリという

数字が出てくるんよ。11.9か何かという数字だったな、ちょっと忘れちゃったけど、約12ミリ。それはここで言うたらどの集計で最初31という数字が出てくるんかわからんのか。2,594にどのこの体積のどのミリを掛けとんか。

○砂田施設建設・再編課長 これは変更後の集計表なので、従前の計算表が必要ということになれば、それをちょっとまた用意しなくてははいけません。

○川崎委員 いや、もうええけどな。それは。じゃけどやっぱりここを責任持って4月16日にこういう31立方メートルが87になるんじゃったら、31立方メートルはこういう数式の計算で31立方になりました。変更後は、合計したら118立方メートルになるから、118から31引いたら87という数字が出てきたんかなというふうにしに見えんのじゃ、これ。どれとどれ足したらこれ87という数字もこれわからんのか。もうちょっとわかりやすう、この空白のところにも書いてくれりゃあええのに。87立方メートルが出てくる理由を。合計の118立方メートルというのと面積の2,594平米というのはわかるんじゃ。だけん、あとはこの備考のところへいろんな厚さ書いとるから、どの厚さをどういうふうにしたんかというのがようわからんやん、これ。

○石原委員長 休憩します。

午後1時06分 休憩

午後1時13分 再開

○石原委員長 再開をいたします。

ほかに。

○川崎委員 いや、だから委員長。

最初のときの壁と床。床は2,100で全体をあらわしとんじゃろうけど、壁が296平米、撤去費がもう安いもんです、29万円、30万円ほど見積もりが出とる図面を下さいと言ひよるわけです。

○石原委員長 休憩します。

午後1時14分 休憩

午後2時07分 再開

○石原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいまお願いをしておりました図面が出ました。説明ございましたら、お願いいたします。

○砂田施設建設・再編課長 ボード類の表示について、図面でお示ししております。1階から4階までということで、新館、旧館にあります。1階は旧館のほうの間仕切り壁、税務のところにある間仕切り壁がそういった石綿の入ったボードを使っているということです。それと、新館のほうの宿直室と倉庫などありますが、そのあたりの壁、これも間仕切り壁ですけども、この下地のボードに使われているということです。それから、2階に上がりまして、ここも相談室のところの間仕切り壁がそういったものになっています。それと、新館の給湯室と昔の空調室の間の間

仕切り壁に使われているようです。それから、3階に上がりまして、旧館のほうは契約管財、財政課、選挙管理委員会、それから施設建設・再編課の西側の壁の間仕切りに使われているようです。それとあと、新館のほうでは、議会事務局の周りの部屋を仕切る壁に使われています。あと、4階は委員会室のB、Cの間の間仕切り壁に使われているということです。

○石原委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

○土器委員 今回このアスベストの関係ですね、私はよく課長が見つけれられたと思うんですね。やはりいろいろ指摘するのではなしに、お礼を言いたいと思います。じゃないと、これから安全関係、職員の方が変わっていくんじゃないかと。また同時に、安全に関して認識が向上するんじゃないかと思っています。一旦災害とか起きれば、安全関係ですね、物すごく10倍とか何百倍のお金がかかるんですね。人命も失われる可能性もあります。ですから、やはり今回出されたことに対しては、褒めてあげるべきだと私は思うんですね。

○石原委員長 御意見で。

○掛谷委員 私は、今土器委員が言ったことは、優先順位でいえば2番目だと思います。おっしゃったことの意味合いもわかりますから、それはそれで感謝も大事だと思います。

ただ、やはりこういう4,000万円、5,000万円とかいうお金が発生することについては、それが平成元年、2年の話であってよくわからないとしても、一市民からすれば、新しいこういったお金が要するというを一市民が知った場合に、何でまた要するのかというのが素朴な疑問だと思います。

そういう意味で、まずはこういうことが発生したことの事案については、申しわけなかったと。その当時の人が本来は言うべきですよ。今の部課長の皆さんがおっしゃることではないんだけど、それはもう継続して今仕事されているんだから、こういう事案が出たことについては、税金を投入することについては大変恐縮で、申しわけないというよりは、そういうことが第一にあって、その中でこれを発見したことについては、法的に問題になることをよくわかったということに対して感謝するなり、それはいいです。そこが抜け落ちているんで、我々としてはちょっと違和感があったという意味で言っておきたいと思うんです。順番が違うんじゃないかと。どうあれ、税金をこれだけ追加することについては、その市民の代表である我々議員も、まずそういう姿勢を見せていただきながら、そういうことも努力させてもらいましたと、これが筋ではないかということをやります。意見です。

○石原委員長 よろしいですか。

○土器委員 何でこういう問題が起きたか、くい打ちの問題あるいはアスベストの問題、いいですか。これは前期の議会でここへ市役所を建て直すと言って決められたと思うんです、前期の議員の皆さんが。もし市役所を新しいところへ建てるとか、あるいは機能を移設してやれば、こういう問題は起きていない。ただし、費用はかかっていると思うんですよね。だけど、費用を節約するために今のやり方が一番ええじゃろうと思うた。途中で何か出ることは考えられていな

と思うんです。その上で、今のやり方でしてきたということです。一番の原因といたらそこじゃないですか。

○石原委員長 よろしいですか、御意見ということで。御意見を伺いました。

○田口委員 さっき土器委員も言われましたけど、担当の方は正直言って頑張つとられると思います。こういう問題が起きるっていうのは、やっぱり執行部が急ぎ過ぎて起きている問題だと私は思っています。そういう意味から、今後ともこういうことが起きるんじゃないかということとを前回も申し上げましたけど、そういう慎重さを持ってやっていただくという意味でも、やっぱり賛成できないという立場をとらざるを得ないということとを申し上げて、終わります。

○石原委員長 御意見をいただきました。

ほかに発言希望なしでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議ありとのことですので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

結構です。挙手多数と認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される委員の発言を許可いたします。

○川崎委員 それでは、まず、執行部を責めとるわけじゃないんですけど、やはり公文書で委員会に出ることになる裏づけの資料はスムーズに出るように、日ごろから努力していただきたいということとをまず要望して、少数意見としては、やはりいろいろ過去にも公共事業追加工事がありましたけど、この解体費用に限って言えば、5,812万円ぐらいの当初の見積もりに4,618万円という倍加に近い追加が出てくるというのは、やはり異常というか、設計ミスに近いんじゃないかなというのが第1点です。

そういう意味では、執行部の責任というよりも、たしかこの関連で同じ設計屋ですから、この新庁舎と解体とか、それから車庫なんか入れても設計監理で1億3,000万円ぐらいたしか2年前の費用を、全部払っとんか中間払いとかいろいろやっとなでしようけど、1億円を超えるような設計費用が支出されております。そういった意味では、山下と丸川設計ですか、その設計屋の責任というのは非常に大きいと思います。やはりそこ綿密にしながら、よりプロである設計屋がこういった追加の原因になった公害が出るような石綿、こういうものについて慎重さが足りないところにこういう追加が出てきたと思います。やる気になれば、ちょっとした、7カ所の10センチ四方の壁、床、はりのサンプルをとって事前に検査しとけば、こんな議論は一切必要

ないわけです。全てそういうものを含んだ当初予算が1月17日に出ておれば、全然問題なかったという意味で、非常に設計屋の責任が重大であり、少し執行部の設計屋に対する姿勢が甘いんじゃないのかなというのが2点目です。

それから3つ目は、提案が突発的というか、追加というのはこれで3度目です。昨年11月のくいの延長の契約変更。同時に6カ月もの工期延長。そして、この1月の臨時議会で図面が間違えたり、坪単価がおかしいんじゃないかという、本当に間違えた図面で間違えた議論をしたんですけど、そういう臨時議会で出すような議題なのかなと。今回も臨時議会ですけれども、やはり準備さえしとけば、11月議会だとか、それからこの3月定例議会にしっかり資料を提出し、しっかり議論する時間が、定例議会するときには会期が1カ月近くありますからできとるのを、こういった追加工事は全て臨時議会1日で議決しなさいというのは、議会側としては無理があるんじゃないかなと。こういう承認の形態を含めて、私は今回の追加契約については認められない、そういった少数意見を留保したいと思います。

○石原委員長 少数意見の発言がございました。

ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

結構です。所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

委員会閉会后、直ちに少数意見報告書を作成の上、委員長までの提出をお願いいたします。

以上で議案第39号の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時22分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 報告第2号の審査 *****

続きまして、報告第2号専決処分（専決第8号備前市税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることにつきまして審査をいただきます。

議案書5ページからでございます。

質疑希望される委員おられましたら。

よろしいですか。質疑終了してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なきようですので、質疑を終了いたします。

これより報告第2号の採決を行います。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

以上で報告第2号の審査を終わります。

***** 報告第3号の審査 *****

続きまして、報告第3号専決処分（専決第9号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつきまして審査をいただきます。

同じく議案書66ページからでございます。

質疑、発言を希望される委員おられましたら。

○田口委員 以前にも国保税については基本的に高過ぎる、国にも1兆円を投じて負担を減らすようにという申し入れもやっておりますけれども、執行部に対しても以前から、国保税については一般会計からもっと繰り入れをして軽減できないかという申し入れをしております。このコロナ問題で、市民の皆さんも大変な時期ということもありまして、こういう中で負担をふやすということは、やっぱり避けるべきではないかと。静岡県の西伊豆町なんか、既にもう住民1人に1万円を支給するというのでやっておりますけれども、せんだって市長にも住民1人に3万円を支給してはどうかと、そういう申し入れを行っている中ですので、やはりこういうときに負担をふやすべきではないという意味で、賛成はできないと。全国的にも大変に経済も低迷し、世界的にもリーマン・ショック以上になるんじゃないかと言われているような時期だけに、もっと慎重に対処してほしいと。そういうことで、やはりこれは反対せざるを得ないと。しっかりそういう辺を考慮していただきたいということを申し上げたいと思います。

○石原委員長 という御意見で。

ほかに。

○掛谷委員 国保税については、備前市も少しずつ補助というか助成をして、少しでも国保を安くするというような対策をとっていますけれども、現在の国保税の関係の基金というのは幾らあるのか。毎年これ投入している金額というのが、いつから始まったかな。3年ぐらい前からだったか、備前市の基金から取り崩して、少しでも緩和するという政策をとっておると。そのあたりは、またこれは上げるんですけど、備前市としてはそのあたりはどう考えておられるのか教えていただきたい。

○馬場税務課長 濟いません、今数字を持っておりませんので、ちょっとお時間いただければと思います。

○石原委員長 暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時30分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○馬場税務課長 予算上の措置でありますけれども、当初予算で2億143万3,000円を計上しております。

○掛谷委員 そうしたら残金幾ら残っている。計算したらわかる。わからん。

○石原委員長 暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時32分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○掛谷委員 要は、毎年こうやって備前市からも繰り入れて補填をしているんだけど、いずれ枯渇するわけで、根本的に国なり、備前市もしっかり考えていかないかん。すぐにはないけど、もう時間の問題がそこまで来ているんじゃないかと、ちょっとこれは国保税のほうになるので、それ以上言いませんけども、その辺のところをちょっと確認したかったということです。

○川崎委員 私は、コロナ不況というのが戦後最大というんか、ドイツのメルケル首相か何か、本当に危機的な状況を訴えていますけど、私もリーマン・ショックは経験していますが、1929年の世界恐慌は生まれていませんので、ただ戦争に突入したという悲劇の大恐慌だったということはわかっています。

だから、そこまでいくかどうかわかりませんが、リーマン・ショック以上に激しい経済的な不況が待つとという中では、国も10万円を全員に出すとしても、そんなにこの不況を克服することにはならんだろうと。やはりヨーロッパ中心にやっている中小零細企業の家賃補助、それから従業員の給与補償、それから特に飲食店やそういうところ、大きい意味ではそこへ仕入れ材料を納めている魚屋さん、牛乳屋さん、野菜屋さん、やっぱりそこまでいうたら、もう本当にすごいことになるのかなと。プラス、外国との交通網の遮断という意味では、航空会社プラス、外国人が日本に来て観光でお金を落とすというようなのも、もう本当に1割ぐらいまで落ちるんじゃないかみたいなことを言っていますから、今末端の小さな自治体だとしても、公的負担がふえるようなことは絶対にやめるべきというか、当面とめるべきだと。

そして、国の10万円プラス備前市としてできる、本当にいろいろあると思いますけれども、市民生活を少しでも維持したり、特に零細企業とフリーターというんですかね、それから芸術家集団がもう全部催しがなくなると、やっぱりこういう値上げというのは、それに拍車をかけても改善の方向にはいかないと、地域経済、それから市民生活。やっぱりそういう意味で、とどまるべきだと思います。

100万円程度ということですけど、100万円であっても負担軽減なら賛成できますけども、100万円負担がふえるんだったら、どの階層であろうと今すぐ、東京と違って、備前市における上流階級と末端の貧困階級との間というのはそんなに差がないんで、みんなこの不況の影響を受けるという意味で、私はこういう公的負担がふえるのは絶対に経済的状况から見て、コロナ不況から見て絶対にだめだということを考え方として表明します。

○石原委員長 御意見ということで。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、質疑を終了といたします。

これより報告第3号の採決を行います。

本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議ありとのことですので、挙手により採決を行います。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

結構です。挙手多数と認めます。よって、報告第3号は承認されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○田口委員 御承知のように、地方自治法では法律の規定によって専決処分ということが認められておりますけれども、4月1日には開こうと思えば議会も開けたのではないかということもありまして、そういうことも含めて、ちょっと議会軽視的なことになつとるのではないかなと、こういう形を出してくるのは。それも含めて、やはり影響額が100万円とされていますけれども、同僚委員も言われたように、こういう時期に100万円であっても負担がふえるということは、やっぱり非常に精神的にも影響が大きい。真魚市なんかにしてもそうですけど、3月にも昨年比べて140万円も売り上げが落ちているということもありますし、市内の旅館とか飲食店も1割、2割のような形で、従業員の給料も払えないような状況の中だということもありますので、やはりそういうことも配慮して、ぜひここは一般会計から繰り入れをして負担を減らすというくらいのことをしていただくというのが本当だろうということで、負担増には反対であるということで意見を留保させていただきます。

○石原委員長 田口委員の発言でございました。

ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

結構でございます。所定の賛成者がおりますので、少数意見は留保されました。

こちらで委員会閉会后、直ちに少数意見報告書を作成の上、委員長までの提出をお願いいたします。

以上で報告第3号の審査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午後2時40分 閉会